

## 令和4年度千葉市ナイトタイムエコノミー推進支援制度審査要領

### 1 目的

千葉市ナイトタイムエコノミー推進支援制度応募事業の審査に関する事項を次のとおり定める。

### 2 審査の流れ

(1) 審査は、千葉市ナイトタイムエコノミー推進審議会（以下「審議会」という。）が、審査基準に基づき、以下の方法により内容を審査する。

なお、評価においては、補助申請額による区分は行わない。

#### ア 補助申請額100万円以上の事業

審査基準に基づき、提出書類、プレゼンテーション及びヒアリングの内容を審査する。

※応募が多数の場合は、事前に、プレゼンテーション等を実施する事業の絞り込みを行うことがある。

#### イ 補助申請額100万円未満の事業

審査基準に基づき、提出書類の内容を審査する。

※審議会から要望があった場合、市がヒアリングを行う。

(2) 評価項目ごとに、審議会の委員（以下「委員」という。）が評価を行う。

(3) 各委員の評価点の合計が一番高い事業から順に支援を決定し、予算上限に達し次第終了する。

(4) 予算上限に達した順位にある応募事業の補助金の交付決定額は、予算残額を上限額とする。

### 3 審査基準

審査に当たっては、次に掲げる評価項目ごとの評価の着眼点をもとに審査するものとする。

	評価項目	評価の着眼点 (主として評価する内容)	配点
1	実現性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全・安心</li> <li>・新型コロナウイルス感染症拡大防止対策</li> <li>・運営体制</li> <li>・スケジュール</li> <li>・類似事業実績</li> <li>・地域の事業者や住民の理解を得ているか</li> </ul>	25
2	継続性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運営費の拠出方法（協賛金収入以外の収益源を確保しているか）</li> <li>・開催日数、次年度の取組み</li> </ul>	15
3	プロモーション	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ターゲット（ターゲット設定は的確であるか）</li> <li>・コンセプト</li> </ul>	10

		・プロモーション方法、内容（ターゲットに届く効果的なプロモーションとなっているか）	
4	企画力	・地域性（千葉市ならではか） ・場や空間の魅力を活かしているか ・新奇性（新規性、独創性）はあるか	10
5	消費につながる仕組み	・消費につながる仕組み ・複数の地域事業者等と連携を図っているか（開催場所周辺の事業者や店舗へ周知を行い、連携策を有しているか） ・地域への経済波及効果（開催場所周辺の事業者や店舗へ好影響を与えられるか） ・複数の消費喚起方法	20
6	魅力的な景観の形成	・景観整備内容（通常の景観とは異なる演出をしているか） ・公共性	10
7	提案全体	・プレゼンテーションでの対応など ・提案全般の魅力についての評価	10
合計			100

#### 4 審査方法

- (1) 委員は、上記3審査基準に基づいて審査をし、主として評価の着眼点の内容について、評価項目毎に採点する。
- (2) 委員全員の合計点が6割以上に達したものを選定の対象とする。  
参加申込者が1者のみの場合は、委員全員の合計点が6割以上に達した場合に選定対象とする。
- (3) 合計点が同点となった場合は、以下の評価手順により選定する。
  - ア 「実現性」及び「継続性」の項目の合計点が高いこと。
  - イ 委員の議決により、より多数の委員から選定されること。
- (4) 応募事業が次の事項に該当した場合は、失格とする。
  - ア 「実現性」又は「継続性」の項目において、全委員中1人でも4割以下の評価となった場合
  - イ 評価項目ごとの委員全員の合計点で、2割以下の評価項目が1項目以上あった場合
  - ウ その他、事業を遂行するに当たり、著しい問題があると市が判断した場合
- (5) 審査結果は、市ホームページで公表する。ただし、支援を決定した事業のみを公表することとし、申込者には別途郵送により通知する。申込者本人が自らの審査内容について開示を希望する場合は、通知日から2週間以内に経済企画課へ来庁の上、その旨を申し出ることとし、その際は当該申請者が提出した事業計画における各評価項目の合計点を開示する。

#### 5 その他

この要領に定めるもののほか、審査に必要な事項は、審議会が別に定める。

#### 附 則

この要領は、令和4年4月20日から施行する。